

重要事項説明書 別紙 料金表(介護保険)

株式会社アイエム

あさか訪問看護ステーション

訪問看護費

2024年6月1日 現在

【費用額[10割分]の計算】

費用額 = 合計単位数 × 1単位の単価 [朝霞市: 10.84] (※但し端数は切り捨て)

▽基本料金

			単位数 (単位:点)	費用額 (単位:円) [10割分]	利用者負担額(単位:円)			
					1割	2割	3割	
訪問看護ステーションの場合	要介護	1回につき	20分未満(※1)	314	3,403	341	681	1,021
			20分以上 30分未満	471	5,105	511	1,021	1,532
			30分以上 1時間未満	823	8,921	893	1,785	2,677
			1時間以上 1時間30分未満	1,128	12,227	1,223	2,446	3,669
			理学療法士等による 訪問の場合(※2) 20分毎に	294	3,186	319	638	956
	要支援	1回につき	20分未満(※1)	303	3,284	329	657	986
			20分以上 30分未満	451	4,888	489	978	1,467
			30分以上 1時間未満	794	8,606	861	1,722	2,582
			1時間以上 1時間30分未満	1,090	11,815	1,182	2,363	3,545
			理学療法士等による 訪問の場合(※3) 20分毎に	284	3,078	308	616	924

※1 週に1回以上、20分以上の保健師又は、看護師による訪問を行った場合

※2 1日に2回を超えて実施する場合は90/100

※3 1日に2回を超えて実施する場合は50/100

▽早朝・夜間・深夜加算

早朝 (6:00~8:00)	上記単位数の25%増
夜間 (18:00~22:00)	
深夜 (22:00~6:00)	上記単位数の50%増

*裏面へ続きます。

▽その他の主な加算・減算

		単位数 (単位:点)	費用額 (単位:円) [10割分]	利用者負担額(単位:円)		
				1割	2割	3割
初回加算Ⅰ	1月につき	350	3,794	380	759	1,139
初回加算Ⅱ		300	3,252	326	651	976
看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	要介護	550	5,962	597	1,193
看護体制強化加算Ⅱ			200	2,168	217	434
予防看護体制強化加算		要支援	100	1,084	109	217
複数訪問加算 (2人以上の看護師等が 同時に訪問看護を行う場合)	1回につき	30分未満	254	2,753	276	551
		30分以上	402	4,357	436	872
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,252	326	651	976
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	6	65	7	13	20
サービス提供体制強化加算Ⅱ		3	32	4	7	10
特別管理加算Ⅰ	1月につき	500	5,420	542	1,084	1,626
特別管理加算Ⅱ	1月につき	250	2,710	271	542	813
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1月につき	600	6,504	651	1,301	1,952
緊急時訪問看護加算Ⅱ		574	6,222	623	1,245	1,867
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	27,100	2,710	5,420	8,130
遠隔死亡診断補助加算	1回につき	150	1,626	163	326	488
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,504	651	1,301	1,952
専門管理加算	1月につき	250	2,710	271	542	813
口腔連携強化加算	1回につき	50	542	55	109	163
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	250	2,710	271	542	813
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	1回につき	-8	-86	-9	-18	-26
利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えた期間に理学療法士による介護予防訪問看護を行った場合	介護予防訪問看護費の減算(※)を算定している場合	-15	-162	-17	-33	-49
	介護予防訪問看護費の減算(※)を算定していない場合	-5	-54	-6	-11	-17
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算					
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算					

※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算